令和４年（２０２２年）１２月２３日
号外第１３号

和歌山市公報

発　行　所　　和歌山市役所
発　行　日　　毎月　１日　１５日

目　　次

【条　例】

番号			ページ
26	和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	（総務課）	2
27	和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	（人事課）	3
28	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（人事課）	67
29	和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・	（人事課）	71
30	和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（介護保険課）	71
31	和歌山市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・	（農林水産課）	72
32	和歌山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（住宅政策課）	73
33	和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（議会総務課）	74

【規　則】

54	和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・	（納税課）	86
55	和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（人事課）	87
56	和歌山市技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・	（人事課）	94
57	和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（人事課）	104

【告　示】

456	公示送達（令和４年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・	（保険総務課）	106
457	公示送達（令和４年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・	（保険総務課）	106
458	公示送達（令和４年度第１期及び第３期から第５期まで介護保険料督促状）・・	（介護保険課）	107
459	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	107
460	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	108
461	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	109
462	令和４年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（財政課）	109
463	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路管理課）	109

【公　告】

○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・	（新型コロナワクチン接種調整課）	110
○	和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（農林水産課）	111
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	112
○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（建築指導課）	113

【教育委員会告示】

15　和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づく

指定管理者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課）　113

【 企業局規程 】

9　和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・（企業総務課）　113
10　和歌山市下水道条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・（企業総務課）　121
11　和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・（企業総務課）　122

【 条　　　　　例 】

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２６号

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第３条　開示請求書には、法第７７条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（保有個人情報の開示義務に関する特例）

第４条　法第７８条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、同項各号（第２号を除く。）に該当するものを除き、和歌山市情報公開条例（平成５年条例第３３号）第７条第１号ウに掲げる情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分（当該部分を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）とする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第５条　実施機関が開示決定等をする場合における法第８３条及び第８４条の規定の適用については、法第８３条第１項中「３０日以内」とあるのは「１４日以内」と、同条第２項中「３０日以内」とあるのは「１５日以内」と、法第８４条中「６０日以内」とあるのは「２９日以内」と、「同条第１項」とあるのは「和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例第５条の規定により読み替えて適用される前条第１項」とする。

（開示請求に係る手数料）

第６条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料（保有個人情報の写し又は保有個人情報を用紙に出力したものの交付に係るものを除く。）の額は、無料とする。

２　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料（保有個人情報の写し又は保有個人情報を用紙に出力したものの交付に係るものに限る。）の額は、和歌山市手数料条例（平成１２年条例第５号）に定めるところによる。

３　前項の手数料は、前納しなければならない。

（訂正請求の手続）

第７条　訂正請求書には、法第９１条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止請求の手続）
第８条　利用停止請求書には、法第９９条第１項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。
（和歌山市情報公開・個人情報保護審議会への諮問）
第９条　実施機関は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１２年条例第１２９号）第１条に規定する和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。
附　則
（施行期日）
第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（和歌山市個人情報保護条例の廃止）
第２条　和歌山市個人情報保護条例（平成１２年条例第１２７号）は、廃止する。
（和歌山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
第３条　この条例の施行の際、現に前条の規定による廃止前の和歌山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していたものに係る旧条例第３条第２項の規定によるその職務上知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
２　この条例の施行前において旧実施機関との契約又は指定に基づく旧個人情報を取り扱う事務の処理に従事していた者に係る旧条例第１３条第３項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせ、又は正当な目的以外に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
３　この条例の施行の日前に旧条例第１４条、第２７条又は第３４条の規定による請求がされた場合における旧条例第２条第４号に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
４　前項の規定によりなお従前の例によることとされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合における手数料については、なお従前の例による。
５　第３項の規定によりなお従前の例によることとされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合に係る処分における審査請求については、なお従前の例による。
６　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前においてその職務又は事務の用に供し、又は供した個人の秘密に属する事項が記録された電磁的記録を提供したときは、２年以下の懲役又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。
（１）この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
（２）第２項に規定する者
７　前項第１号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前においてその職務に関し知り得た個人の秘密に属する旧個人情報を使用したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。
８　第２項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前においてその事務に関し知り得た個人の秘密に属する旧個人情報を漏らし、又は使用したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。
９　この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例を公布する。
令和４年１２月２３日
和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２７号

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第１条　和歌山市職員給与条例（昭和２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２６条の４第２項第１号中「１００分の９５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１１５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「１００分の４５」を「１００分の５０」に、「１００分の５５」を「１００分の６０」に改める。

別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

号給＼等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100

25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		

59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

教育職給料表（１）

号給＼等級	１級	２級	３級	４級
	円	円	円	円
1	164,400	207,400	332,200	416,900
2	165,900	209,100	334,400	418,700
3	167,400	210,700	336,500	420,500
4	168,900	212,400	338,500	422,200
5	170,500	214,200	340,600	423,700
6	172,400	215,800	342,400	425,200
7	174,200	217,500	344,200	427,100
8	176,000	219,100	345,800	429,000
9	177,700	220,900	347,500	430,800
10	179,800	222,800	349,600	432,600
11	181,800	224,700	351,700	434,500
12	183,700	226,600	353,800	436,300
13	185,600	228,100	355,900	438,000
14	187,700	230,100	357,900	439,900
15	189,800	232,100	359,900	441,700
16	191,900	234,100	361,900	443,600
17	194,100	235,900	363,500	445,300
18	196,400	238,600	365,400	447,100
19	198,900	241,300	367,200	448,900
20	201,200	244,000	369,200	450,700
21	203,600	246,600	370,800	452,300
22	205,200	249,400	372,700	454,000
23	206,900	252,000	374,500	455,900
24	208,600	254,700	376,400	457,600
25	210,100	257,000	377,700	459,300
26	211,600	259,400	379,500	460,900
27	213,300	261,900	381,300	462,500
28	214,900	264,100	383,200	464,000
29	216,400	266,600	385,000	465,500

	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	
	39	233,300	287,400	401,700	
	40	235,100	289,200	403,100	
	41	236,800	290,600	404,800	
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	
	49	247,900	308,300	416,700	
	50	249,300	310,700	418,100	
	51	250,500	313,000	419,700	
	52	251,900	315,200	421,200	
	53	253,000	317,300	422,900	
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	
	56	256,500	322,300	427,600	
	57	257,800	324,200	429,100	
	58	258,500	326,300	430,600	
	59	259,600	328,400	431,800	
	60	260,600	330,400	433,000	
	61	261,700	332,500	434,200	
	62	262,600	334,600	435,500	
	63	263,700	336,800	436,800	

64	264,500	339,000	438,000	
65	265,800	340,700	439,200	
66	267,200	342,900	440,400	
67	268,600	344,900	441,600	
68	270,200	347,100	442,800	
69	271,500	348,900	444,000	
70	272,800	350,800	445,200	
71	274,100	352,800	446,400	
72	275,400	354,800	447,600	
73	276,400	356,400	448,700	
74	277,600	358,300	449,300	
75	278,900	360,100	449,800	
76	279,900	362,000	450,300	
77	280,800	363,800	450,800	
78	281,800	365,500		
79	282,800	367,200		
80	283,800	368,800		
81	284,900	370,300		
82	286,100	371,800		
83	287,300	373,300		
84	288,500	374,700		
85	289,500	375,800		
86	290,600	377,200		
87	291,600	378,600		
88	292,800	379,900		
89	293,900	381,200		
90	295,000	382,500		
91	296,200	383,700		
92	297,400	385,000		
93	297,900	386,300		
94	298,900	387,400		
95	300,000	388,700		
96	301,200	389,900		

97	302,200	391,300			
98	303,300	392,300			
99	304,300	393,400			
100	305,400	394,400			
101	306,300	395,300			
102	307,400	396,300			
103	308,500	397,400			
104	309,500	398,500			
105	310,100	399,200			
106	311,000	400,100			
107	311,800	401,000			
108	312,600	401,900			
109	313,500	402,700			
110	313,900	403,600			
111	314,300	404,400			
112	314,800	405,200			
113	315,400	405,800			
114	315,800	406,500			
115	316,300	407,200			
116	316,800	407,900			
117	317,400	408,500			
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			

131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			

備考

１　この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（２）

号給＼等級	１級	２級	３級
	円	円	円
1	164,400	180,200	296,000
2	165,900	182,300	298,600
3	167,400	184,400	301,400
4	168,900	186,600	303,800

	5	170,500	188,600	306,300
	6	172,400	190,600	308,400
	7	174,200	192,700	310,700
	8	176,000	194,800	312,800
	9	177,700	197,000	314,900
	10	179,800	199,600	317,200
	11	181,800	202,200	319,600
	12	183,700	204,800	322,100
	13	185,600	207,400	324,500
	14	187,700	209,100	326,400
	15	189,800	210,700	328,300
	16	191,900	212,400	330,400
	17	194,100	214,200	332,200
	18	196,400	215,800	334,400
	19	198,900	217,500	336,500
	20	201,200	219,100	338,500
	21	203,600	220,900	340,600
	22	205,200	222,800	342,400
	23	206,900	224,700	344,200
	24	208,600	226,600	345,800
	25	210,100	228,100	347,500
	26	211,500	230,100	349,300
	27	213,100	232,100	351,200
	28	214,600	234,100	353,100
	29	216,300	235,900	354,900
	30	218,000	238,600	356,700
	31	219,700	241,300	358,400
	32	221,400	244,000	360,300
	33	222,700	246,600	361,600
	34	224,400	249,400	363,300
	35	226,100	252,000	364,800
	36	227,700	254,700	366,600
	37	229,100	257,000	368,500
	38	230,800	259,400	370,000

	39	232,500	261,900	371,300
	40	234,200	264,100	372,900
	41	235,800	266,600	374,000
	42	237,500	268,900	375,400
	43	239,100	271,100	376,800
	44	240,700	273,200	378,300
	45	242,300	275,300	379,700
	46	243,800	277,500	381,300
	47	245,100	279,600	382,900
	48	246,400	281,500	384,400
	49	247,500	283,800	385,800
	50	248,800	285,500	387,300
	51	250,200	287,400	388,800
	52	251,300	289,200	390,200
	53	252,400	290,600	391,400
	54	253,800	292,700	392,700
	55	254,800	294,700	393,800
	56	255,800	296,900	394,900
	57	257,000	298,900	396,300
	58	258,000	301,300	397,500
	59	259,100	303,500	398,700
	60	260,100	306,100	400,000
	61	261,300	308,300	401,200
	62	262,000	310,700	402,200
	63	262,900	313,000	403,600
	64	263,500	315,200	404,900
	65	264,500	317,300	406,100
	66	265,900	319,100	407,200
	67	267,000	320,700	408,400
	68	268,300	322,300	409,500
	69	269,800	324,200	410,500
	70	271,300	326,300	411,700
	71	272,600	328,400	412,900
	72	274,000	330,400	414,100

73	274,800	332,500	414,700
74	275,800	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700
77	279,200	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	

106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	
139		400,700	

140		401,000	
141		401,300	
142		401,600	
143		401,900	
144		402,200	
145		402,400	
146		402,700	
147		403,000	
148		403,200	
149		403,400	
150		403,700	
151		404,000	
152		404,200	
153		404,400	
154		404,700	
155		405,000	
156		405,200	
157		405,400	

備考　この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（３）

等級 / 号給	１級	２級	３級
	円	円	円
1	163,800	179,500	293,400
2	165,300	181,600	296,000
3	166,800	183,700	298,500
4	168,300	185,800	301,000
5	169,800	187,800	303,600
6	171,600	189,800	305,800
7	173,400	192,000	308,100
8	175,200	194,100	310,200
9	176,900	196,100	312,200
10	178,900	198,800	314,600
11	180,900	201,500	317,000
12	182,900	204,200	319,500

13	184,800	206,600	321,800
14	186,900	208,200	323,900
15	189,000	209,700	326,000
16	191,100	211,400	327,900
17	193,200	213,000	329,600
18	195,500	214,600	331,800
19	197,900	216,300	334,000
20	200,300	218,000	336,200
21	202,700	219,600	338,100
22	204,200	221,400	339,900
23	205,700	223,200	341,700
24	207,300	225,000	343,200
25	209,000	226,700	345,200
26	210,500	228,700	347,100
27	212,000	230,700	349,000
28	213,600	232,700	350,900
29	215,200	234,400	352,800
30	216,800	237,100	354,600
31	218,400	239,800	356,400
32	220,000	242,500	358,200
33	221,500	245,000	359,700
34	223,100	247,600	361,500
35	224,700	250,300	363,200
36	226,200	253,000	365,000
37	227,800	255,300	366,800
38	229,500	257,700	368,200
39	231,200	260,200	369,600
40	232,800	262,600	371,100
41	234,400	264,800	372,500
42	236,000	266,900	374,000
43	237,600	269,100	375,500
44	239,200	271,200	377,000
45	240,800	273,400	378,400

46	242,200	275,600	380,000
47	243,500	277,700	381,600
48	244,800	279,700	383,100
49	245,900	281,700	384,600
50	247,100	283,200	386,100
51	248,300	285,000	387,500
52	249,500	286,600	388,900
53	250,700	288,200	390,300
54	251,900	290,100	391,600
55	252,900	292,100	392,900
56	254,000	294,200	394,200
57	255,200	296,300	395,400
58	256,300	298,700	396,700
59	257,400	301,100	398,000
60	258,400	303,500	399,300
61	259,400	305,600	400,500
62	260,200	307,900	401,800
63	260,900	310,100	403,100
64	261,700	312,300	404,300
65	262,500	314,400	405,500
66	263,800	316,100	406,700
67	265,200	317,700	407,900
68	266,500	319,300	409,000
69	267,700	321,100	410,100
70	269,100	323,200	411,200
71	270,400	325,200	412,300
72	271,700	327,300	413,400
73	272,700	329,300	414,400
74	273,700	331,400	415,000
75	274,900	333,500	415,600
76	276,000	335,600	416,200
77	276,900	337,400	416,800
78	278,000	339,200	417,200
79	279,200	340,900	417,600

	80	280,200	342,700	418,000
	81	281,100	344,500	418,500
	82	282,100	346,100	418,900
	83	283,000	347,600	419,300
	84	283,800	349,200	419,600
	85	284,700	350,600	419,900
	86	285,600	352,100	420,300
	87	286,500	353,600	420,700
	88	287,400	355,100	421,000
	89	288,200	356,400	421,300
	90	289,000	357,800	421,600
	91	289,800	359,200	421,900
	92	290,500	360,600	422,100
	93	291,000	361,900	422,300
	94	291,700	363,100	
	95	292,500	364,300	
	96	293,200	365,500	
	97	293,900	366,500	
	98	294,700	367,400	
	99	295,500	368,300	
	100	296,300	369,300	
	101	297,100	370,200	
	102	297,500	371,100	
	103	297,900	372,000	
	104	298,300	372,900	
	105	298,700	373,800	
	106	299,000	374,700	
	107	299,200	375,600	
	108	299,400	376,400	
	109	299,700	377,200	
	110	300,000	378,100	
	111	300,300	379,000	
	112	300,500	379,800	

113	300,700	380,600	
114	301,000	381,400	
115	301,200	382,200	
116	301,500	383,100	
117	301,700	383,900	
118	302,000	384,600	
119	302,300	385,300	
120	302,500	386,000	
121	302,800	386,700	
122	303,100	387,400	
123	303,300	388,100	
124	303,500	388,700	
125	303,800	389,300	
126		389,900	
127		390,500	
128		391,100	
129		391,600	
130		392,000	
131		392,400	
132		392,800	
133		393,300	
134		393,600	
135		393,900	
136		394,200	
137		394,500	
138		394,800	
139		395,100	
140		395,400	
141		395,700	
142		396,000	
143		396,300	
144		396,600	
145		396,800	
146		397,100	

147		397,400	
148		397,600	
149		397,800	
150		398,000	
151		398,200	
152		398,400	
153		398,600	
154		398,800	
155		399,000	
156		399,200	
157		399,400	

備考

１　この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，５００円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３（第４条関係）

消防職給料表

号給＼等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	362,900	408,100	458,400
2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	365,500	410,500	461,500
3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	367,900	413,000	464,500
4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	370,500	415,400	467,500
5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	372,400	417,300	470,500
6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	374,900	419,600	473,500
7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	377,200	421,700	476,500
8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	379,700	423,900	479,600
9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	382,100	425,900	482,300
10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	384,800	428,000	485,400
11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	387,400	430,100	488,400
12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	390,100	432,200	491,500
13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	392,500	433,900	494,200
14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	394,800	435,700	496,500
15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	397,000	437,700	498,800
16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	399,400	439,700	501,100

17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	401,200	441,600	503,200
18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	403,200	443,400	504,600
19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	405,100	445,200	506,100
20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	406,900	446,900	507,500
21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	408,800	448,700	508,700
22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	410,600	450,200	510,100
23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	412,400	451,600	511,600
24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	414,300	453,100	513,100
25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	416,100	454,500	514,200
26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	417,600	455,800	515,300
27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	419,100	457,100	516,500
28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	420,700	458,300	517,700
29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	422,300	459,300	518,700
30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	423,600	460,000	519,600
31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	424,900	460,800	520,500
32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	426,100	461,500	521,400
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	427,300	462,200	522,200
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	428,600	463,000	523,100
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	429,900	463,700	523,800
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	431,100	464,300	524,300
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	432,300	464,800	525,000
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	433,100	465,400	525,600
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	433,900	466,000	526,400
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	434,700	466,600	527,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	435,300	467,100	527,500
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	436,000	467,600	
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	436,700	468,000	
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	437,400	468,300	
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	438,200	468,600	
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	439,000		
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	439,400		
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	440,100		
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	440,600		

	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	441,000			
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	441,400			
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	441,800			
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	442,200			
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	442,600			
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	443,000			
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	443,300			
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	443,600			
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	444,000			
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	444,300			
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	444,600			
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	444,900			
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300				
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600				
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900				
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200				
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500				
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800				
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100				
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300				
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600				
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900				
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200				
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400				
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700				
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000				
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300				
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500				
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800				
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100				
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400				
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600				
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900				
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200				

	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500				
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700				
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500					
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800					
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000					
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200					
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500					
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800					
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000					
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200					
	94	300,600	324,200	350,600	384,200							
	95	301,700	325,600	352,100	384,800							
	96	303,000	326,900	353,600	385,300							
	97	304,100	328,100	354,900	385,700							
	98	305,300	329,400	356,100	386,100							
	99	306,500	330,700	357,200	386,700							
	100	307,700	332,000	358,400	387,200							
	101	308,900	333,400	359,500	387,600							
	102	309,900	334,300	360,600	388,100							
	103	311,000	335,400	361,700	388,700							
	104	312,000	336,600	362,900	389,200							
	105	312,800	337,700	364,100	389,500							
	106	313,400	338,800	364,600	389,900							
	107	314,000	339,800	365,200	390,400							
	108	314,700	340,900	365,800	390,700							
	109	315,200	342,100	366,400	391,000							
	110	315,700	343,100	366,900	391,500							
	111	316,200	344,100	367,400	392,000							
	112	316,800	345,000	367,900	392,500							
	113	317,600	345,900	368,300	392,800							
	114	318,300	346,800	368,700	393,300							
	115	319,000	347,800	369,300	393,800							
	116	319,700	348,800	369,800	394,300							

117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								

備考　この表は、消防官に適用する。

別表第４（第４条関係）

医療職給料表

等級 号給	１級	２級	３級	４級
	円	円	円	円

	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000

35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	

69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			

備考　この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第５（第４条関係）

福祉保健職給料表

等級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
	円	円	円	円	円

1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200
2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400
3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700
4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900
5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100
6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100
7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300
8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500
9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400
10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600
11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600
12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800
13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600
14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600
15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600
16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600
17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300
18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300
19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100
20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000
21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900
22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800
23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800
24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700
25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700
26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600
27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600
28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600
29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100
30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900
31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700
32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300
33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100
34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500

35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000
36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600
37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000
38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200
39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400
40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500
41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600
42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800
43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000
44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100
45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800
46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500
47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200
48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900
49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500
50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100
51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600
52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000
53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400
54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700
55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000
56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300
57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600
58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900
59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200
60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500
61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800
62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100
63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400
64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700
65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000
66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300
67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600
68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900

69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100
70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400
71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700
72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000
73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200
74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500
75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800
76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000
77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200
78	251,800	315,700	341,400	386,000	408,500
79	252,700	316,400	341,900	386,500	408,800
80	253,500	317,100	342,300	387,100	409,000
81	254,400	317,400	342,500	387,600	409,200
82	255,000	317,700	342,800	388,000	
83	255,800	318,300	343,300	388,400	
84	256,600	318,600	343,700	388,800	
85	257,200	319,000	344,000	389,000	
86	258,000	319,300	344,300	389,200	
87	258,700	319,700	344,800	389,500	
88	259,600	320,000	345,200	389,800	
89	260,200	320,500	345,500	390,000	
90	261,000	320,900	345,900	390,300	
91	261,800	321,200	346,300	390,600	
92	262,600	321,500	346,500	390,800	
93	263,000	322,000	346,800	391,000	
94	263,700	322,400		391,300	
95	264,200	322,600		391,600	
96	264,900	323,000		391,800	
97	265,600	323,400		392,000	
98	266,300	323,800			
99	267,000	324,200			
100	267,700	324,600			
101	268,200	324,800			

102	268,700	325,100			
103	269,100	325,400			
104	269,600	325,700			
105	269,800	326,100			
106	270,000	326,300			
107	270,300	326,600			
108	270,600	327,000			
109	271,000	327,400			
110	271,300	327,700			
111	271,700	328,100			
112	272,000	328,400			
113	272,300	328,700			
114	272,600	329,100			
115	272,900	329,400			
116	273,300	329,600			
117	273,600	329,800			
118	273,900	330,100			
119	274,300	330,500			
120	274,700	330,900			
121	274,900	331,100			
122	275,100				
123	275,500				
124	275,800				
125	276,000				
126	276,300				
127	276,700				
128	277,100				
129	277,300				
130	277,700				
131	278,100				
132	278,400				
133	278,600				
134	278,900				
135	279,300				

136	279,600				
137	279,800				
138	280,100				
139	280,400				
140	280,700				
141	280,900				
142	281,100				
143	281,300				
144	281,600				
145	282,000				
146	282,200				
147	282,500				
148	282,800				
149	283,100				
150	283,300				
151	283,600				
152	283,800				
153	284,100				

備考　この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第２条　和歌山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第２６条の４第２項第１号中「１００分の１０５」を「１００分の１００」に、「１００分の１２５」を「１００分の１２０」に改め、同項第２号中「１００分の５０」を「１００分の４７．５」に、「１００分の６０」を「１００分の５７．５」に改める。

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第３条　和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項の表中「

１４６，１００円
１８２，２００円
１９５，５００円
２２４，９００円
２３７，６００円
２５０，８００円
２６６，０００円
２８５，０００円

」を「

１５０，１００円
１８５，２００円
１９８，５００円
２２７，８００円
２４０，３００円
２５３，０００円
２６７，７００円
２８６，０００円

」に改める。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条　和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「３７５，０００円」を「３７６，０００円」に改め、同

条第５項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第８条第１項の表中

「

１４６，１００円
１８２，２００円
１９５，５００円
２２４，９００円
２３７，６００円
２５０，８００円
２６６，０００円
２８５，０００円

」を「

１５０，１００円
１８５，２００円
１９８，５００円
２２７，８００円
２４０，３００円
２５３，０００円
２６７，７００円
２８６，０００円

」に改める。

第５条　和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第５項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第５条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条（和歌山市職員給与条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第２６条の４第２項の改正規定を除く。）の規定による改正後の給与条例の規定、第３条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例の規定及び第４条（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第７条第５項の改正規定を除く。）の規定による改正後の任期付職員条例の規定は令和４年４月１日から、第１条（給与条例第２６条の４第２項の改正規定に限る。）の規定による改正後の給与条例の規定及び第４条（任期付職員条例第７条第５項の改正規定に限る。）の規定による改正後の任期付職員条例の規定は令和４年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条の規定による改正後の給与条例の規定、第３条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例の規定又は第４条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の和歌山市職員の育児休業等に関する条例又は第４条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例、第３条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例又は第４条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

４　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、和歌山市職員給与条例別表第１から別表第６までの改正規定中別表第１から別表第５までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500

		6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
		7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
		8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
		9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
		10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
		11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
		12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
		13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
		14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
		15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
		16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
		17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
		18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
		19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
		20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
		21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
		22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
		23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
		24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
		25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
		26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
		27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
		28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
		29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
		30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
		31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
		32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
		33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
		34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
		35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
		36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
		37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
		38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600

	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			

		72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
		73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
		74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
		75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
		76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
		77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
		78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
		79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
		80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
		81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
		82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
		83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
		84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
		85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
		86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
		87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
		88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
		89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
		90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
		91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
		92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
		93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
		94		294,900	342,600							
		95		295,200	343,100							
		96		295,600	343,500							
		97		295,800	343,700							
		98		296,100	344,100							
		99		296,500	344,500							
		100		296,900	344,800							
		101		297,100	345,100							
		102		297,400	345,500							
		103		297,800	345,900							
		104		298,100	346,300							

	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

教育職給料表（１）

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級
		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200

		5	170,500	214,200	340,600	423,700
		6	172,400	215,800	342,400	425,200
		7	174,200	217,500	344,200	427,100
		8	176,000	219,100	345,800	429,000
		9	177,700	220,900	347,500	430,800
		10	179,800	222,800	349,600	432,600
		11	181,800	224,700	351,700	434,500
		12	183,700	226,600	353,800	436,300
		13	185,600	228,100	355,900	438,000
		14	187,700	230,100	357,900	439,900
		15	189,800	232,100	359,900	441,700
		16	191,900	234,100	361,900	443,600
		17	194,100	235,900	363,500	445,300
		18	196,400	238,600	365,400	447,100
		19	198,900	241,300	367,200	448,900
		20	201,200	244,000	369,200	450,700
		21	203,600	246,600	370,800	452,300
		22	205,200	249,400	372,700	454,000
		23	206,900	252,000	374,500	455,900
		24	208,600	254,700	376,400	457,600
		25	210,100	257,000	377,700	459,300
		26	211,600	259,400	379,500	460,900
		27	213,300	261,900	381,300	462,500
		28	214,900	264,100	383,200	464,000
		29	216,400	266,600	385,000	465,500
		30	218,100	268,900	386,900	466,800
		31	219,800	271,100	388,800	468,100
		32	221,500	273,200	390,800	469,400
		33	222,900	275,300	392,500	470,600
		34	224,700	277,500	394,200	471,300
		35	226,500	279,600	395,800	472,000
		36	228,200	281,500	397,600	472,700
		37	229,700	283,800	398,800	473,300

	38	231,500	285,500	400,300	
	39	233,300	287,400	401,700	
	40	235,100	289,200	403,100	
	41	236,800	290,600	404,800	
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	
	49	247,900	308,300	416,700	
	50	249,300	310,700	418,100	
	51	250,500	313,000	419,700	
	52	251,900	315,200	421,200	
	53	253,000	317,300	422,900	
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	
	56	256,500	322,300	427,600	
	57	257,800	324,200	429,100	
	58	258,500	326,300	430,600	
	59	259,600	328,400	431,800	
	60	260,600	330,400	433,000	
	61	261,700	332,500	434,200	
	62	262,600	334,600	435,500	
	63	263,700	336,800	436,800	
	64	264,500	339,000	438,000	
	65	265,800	340,700	439,200	
	66	267,200	342,900	440,400	
	67	268,600	344,900	441,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外	68	270,200	347,100	442,800	
	69	271,500	348,900	444,000	
	70	272,800	350,800	445,200	
	71	274,100	352,800	446,400	

の職員	72	275,400	354,800	447,600		
	73	276,400	356,400	448,700		
	74	277,600	358,300	449,300		
	75	278,900	360,100	449,800		
	76	279,900	362,000	450,300		
	77	280,800	363,800	450,800		
	78	281,800	365,500			
	79	282,800	367,200			
	80	283,800	368,800			
	81	284,900	370,300			
	82	286,100	371,800			
	83	287,300	373,300			
	84	288,500	374,700			
	85	289,500	375,800			
	86	290,600	377,200			
	87	291,600	378,600			
	88	292,800	379,900			
	89	293,900	381,200			
	90	295,000	382,500			
	91	296,200	383,700			
	92	297,400	385,000			
	93	297,900	386,300			
	94	298,900	387,400			
	95	300,000	388,700			
	96	301,200	389,900			
	97	302,200	391,300			
	98	303,300	392,300			
	99	304,300	393,400			
	100	305,400	394,400			
	101	306,300	395,300			
	102	307,400	396,300			
	103	308,500	397,400			
	104	309,500	398,500			

		105	310,100	399,200			
		106	311,000	400,100			
		107	311,800	401,000			
		108	312,600	401,900			
		109	313,500	402,700			
		110	313,900	403,600			
		111	314,300	404,400			
		112	314,800	405,200			
		113	315,400	405,800			
		114	315,800	406,500			
		115	316,300	407,200			
		116	316,800	407,900			
		117	317,400	408,500			
		118	317,900	409,000			
		119	318,300	409,400			
		120	318,800	409,800			
		121	319,300	410,200			
		122	319,700	410,500			
		123	320,200	410,800			
		124	320,700	411,000			
		125	321,300	411,200			
		126	321,600	411,500			
		127	321,900	411,800			
		128	322,200	412,000			
		129	322,400	412,200			
		130	322,700	412,500			
		131	323,000	412,800			
		132	323,300	413,000			
		133	323,500	413,200			
		134	323,700	413,500			
		135	323,900	413,800			
		136	324,200	414,000			
		137	324,500	414,200			
		138	324,700	414,500			

	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 234,000	円 274,300	円 331,100	円 415,200

備考

1　この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（２）

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級
		円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000
	2	165,900	182,300	298,600
	3	167,400	184,400	301,400
	4	168,900	186,600	303,800
	5	170,500	188,600	306,300
	6	172,400	190,600	308,400
	7	174,200	192,700	310,700
	8	176,000	194,800	312,800
	9	177,700	197,000	314,900

		10	179,800	199,600	317,200
		11	181,800	202,200	319,600
		12	183,700	204,800	322,100
		13	185,600	207,400	324,500
		14	187,700	209,100	326,400
		15	189,800	210,700	328,300
		16	191,900	212,400	330,400
		17	194,100	214,200	332,200
		18	196,400	215,800	334,400
		19	198,900	217,500	336,500
		20	201,200	219,100	338,500
		21	203,600	220,900	340,600
		22	205,200	222,800	342,400
		23	206,900	224,700	344,200
		24	208,600	226,600	345,800
		25	210,100	228,100	347,500
		26	211,500	230,100	349,300
		27	213,100	232,100	351,200
		28	214,600	234,100	353,100
		29	216,300	235,900	354,900
		30	218,000	238,600	356,700
		31	219,700	241,300	358,400
		32	221,400	244,000	360,300
		33	222,700	246,600	361,600
		34	224,400	249,400	363,300
		35	226,100	252,000	364,800
		36	227,700	254,700	366,600
		37	229,100	257,000	368,500
		38	230,800	259,400	370,000
		39	232,500	261,900	371,300
		40	234,200	264,100	372,900
		41	235,800	266,600	374,000
		42	237,500	268,900	375,400
		43	239,100	271,100	376,800

		44	240,700	273,200	378,300
		45	242,300	275,300	379,700
		46	243,800	277,500	381,300
		47	245,100	279,600	382,900
		48	246,400	281,500	384,400
		49	247,500	283,800	385,800
		50	248,800	285,500	387,300
		51	250,200	287,400	388,800
		52	251,300	289,200	390,200
		53	252,400	290,600	391,400
		54	253,800	292,700	392,700
		55	254,800	294,700	393,800
		56	255,800	296,900	394,900
		57	257,000	298,900	396,300
		58	258,000	301,300	397,500
		59	259,100	303,500	398,700
		60	260,100	306,100	400,000
		61	261,300	308,300	401,200
		62	262,000	310,700	402,200
		63	262,900	313,000	403,600
		64	263,500	315,200	404,900
		65	264,500	317,300	406,100
		66	265,900	319,100	407,200
		67	267,000	320,700	408,400
		68	268,300	322,300	409,500
		69	269,800	324,200	410,500
		70	271,300	326,300	411,700
		71	272,600	328,400	412,900
		72	274,000	330,400	414,100
		73	274,800	332,500	414,700
		74	275,800	334,600	415,500
		75	277,000	336,800	416,200
		76	278,000	339,000	416,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	77	279,200	340,700	417,000
	78	280,200	342,600	417,400
	79	281,400	344,300	417,800
	80	282,300	346,100	418,200
	81	283,500	347,900	418,500
	82	284,300	349,700	418,900
	83	285,300	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	

		111	303,200	383,700	
		112	303,500	384,700	
		113	303,700	385,300	
		114	303,900	386,200	
		115	304,100	387,100	
		116	304,400	388,000	
		117	304,700	388,800	
		118	305,000	389,500	
		119	305,300	390,300	
		120	305,600	391,100	
		121	305,800	391,700	
		122	306,000	392,500	
		123	306,200	393,200	
		124	306,500	393,900	
		125	306,800	394,500	
		126		395,200	
		127		395,700	
		128		396,300	
		129		397,000	
		130		397,600	
		131		398,100	
		132		398,600	
		133		398,900	
		134		399,200	
		135		399,500	
		136		399,800	
		137		400,100	
		138		400,400	
		139		400,700	
		140		401,000	
		141		401,300	
		142		401,600	
		143		401,900	
		144		402,200	

	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基　　準 給料月額	基　　準 給料月額	基　　準 給料月額
		円 225,200	円 271,100	円 324,400

備考　この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（３）

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級
		円	円	円
	1	163,800	179,500	293,400
	2	165,300	181,600	296,000
	3	166,800	183,700	298,500
	4	168,300	185,800	301,000
	5	169,800	187,800	303,600
	6	171,600	189,800	305,800
	7	173,400	192,000	308,100
	8	175,200	194,100	310,200
	9	176,900	196,100	312,200
	10	178,900	198,800	314,600
	11	180,900	201,500	317,000
	12	182,900	204,200	319,500

		13	184,800	206,600	321,800
		14	186,900	208,200	323,900
		15	189,000	209,700	326,000
		16	191,100	211,400	327,900
		17	193,200	213,000	329,600
		18	195,500	214,600	331,800
		19	197,900	216,300	334,000
		20	200,300	218,000	336,200
		21	202,700	219,600	338,100
		22	204,200	221,400	339,900
		23	205,700	223,200	341,700
		24	207,300	225,000	343,200
		25	209,000	226,700	345,200
		26	210,500	228,700	347,100
		27	212,000	230,700	349,000
		28	213,600	232,700	350,900
		29	215,200	234,400	352,800
		30	216,800	237,100	354,600
		31	218,400	239,800	356,400
		32	220,000	242,500	358,200
		33	221,500	245,000	359,700
		34	223,100	247,600	361,500
		35	224,700	250,300	363,200
		36	226,200	253,000	365,000
		37	227,800	255,300	366,800
		38	229,500	257,700	368,200
		39	231,200	260,200	369,600
		40	232,800	262,600	371,100
		41	234,400	264,800	372,500
		42	236,000	266,900	374,000
		43	237,600	269,100	375,500
		44	239,200	271,200	377,000
		45	240,800	273,400	378,400
		46	242,200	275,600	380,000

		47	243,500	277,700	381,600
		48	244,800	279,700	383,100
		49	245,900	281,700	384,600
		50	247,100	283,200	386,100
		51	248,300	285,000	387,500
		52	249,500	286,600	388,900
		53	250,700	288,200	390,300
		54	251,900	290,100	391,600
		55	252,900	292,100	392,900
		56	254,000	294,200	394,200
		57	255,200	296,300	395,400
		58	256,300	298,700	396,700
		59	257,400	301,100	398,000
		60	258,400	303,500	399,300
		61	259,400	305,600	400,500
		62	260,200	307,900	401,800
		63	260,900	310,100	403,100
		64	261,700	312,300	404,300
		65	262,500	314,400	405,500
		66	263,800	316,100	406,700
		67	265,200	317,700	407,900
		68	266,500	319,300	409,000
		69	267,700	321,100	410,100
		70	269,100	323,200	411,200
		71	270,400	325,200	412,300
		72	271,700	327,300	413,400
		73	272,700	329,300	414,400
		74	273,700	331,400	415,000
		75	274,900	333,500	415,600
		76	276,000	335,600	416,200
		77	276,900	337,400	416,800
		78	278,000	339,200	417,200
		79	279,200	340,900	417,600
	定年前	80	280,200	342,700	418,000

再任用短時間勤務職員以外の職員	81	281,100	344,500	418,500
	82	282,100	346,100	418,900
	83	283,000	347,600	419,300
	84	283,800	349,200	419,600
	85	284,700	350,600	419,900
	86	285,600	352,100	420,300
	87	286,500	353,600	420,700
	88	287,400	355,100	421,000
	89	288,200	356,400	421,300
	90	289,000	357,800	421,600
	91	289,800	359,200	421,900
	92	290,500	360,600	422,100
	93	291,000	361,900	422,300
	94	291,700	363,100	
	95	292,500	364,300	
	96	293,200	365,500	
	97	293,900	366,500	
	98	294,700	367,400	
	99	295,500	368,300	
	100	296,300	369,300	
	101	297,100	370,200	
	102	297,500	371,100	
	103	297,900	372,000	
	104	298,300	372,900	
	105	298,700	373,800	
	106	299,000	374,700	
	107	299,200	375,600	
	108	299,400	376,400	
	109	299,700	377,200	
	110	300,000	378,100	
	111	300,300	379,000	
	112	300,500	379,800	
	113	300,700	380,600	

		114	301,000	381,400	
		115	301,200	382,200	
		116	301,500	383,100	
		117	301,700	383,900	
		118	302,000	384,600	
		119	302,300	385,300	
		120	302,500	386,000	
		121	302,800	386,700	
		122	303,100	387,400	
		123	303,300	388,100	
		124	303,500	388,700	
		125	303,800	389,300	
		126		389,900	
		127		390,500	
		128		391,100	
		129		391,600	
		130		392,000	
		131		392,400	
		132		392,800	
		133		393,300	
		134		393,600	
		135		393,900	
		136		394,200	
		137		394,500	
		138		394,800	
		139		395,100	
		140		395,400	
		141		395,700	
		142		396,000	
		143		396,300	
		144		396,600	
		145		396,800	
		146		397,100	
		147		397,400	

	148		397,600	
	149		397,800	
	150		398,000	
	151		398,200	
	152		398,400	
	153		398,600	
	154		398,800	
	155		399,000	
	156		399,200	
	157		399,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 223,600	円 268,500	円 323,100

備考

１　この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その等級が３級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に７，５００円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３（第４条関係）

消防職給料表

職員の区分	等級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	362,900	408,100	458,400
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	365,500	410,500	461,500
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	367,900	413,000	464,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	370,500	415,400	467,500
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	372,400	417,300	470,500
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	374,900	419,600	473,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	377,200	421,700	476,500
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	379,700	423,900	479,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	382,100	425,900	482,300
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	384,800	428,000	485,400
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	387,400	430,100	488,400
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	390,100	432,200	491,500

13	195, 100	214, 900	238, 100	273, 500	319, 700	345, 300	372, 700	392, 500	433, 900	494, 200
14	197, 100	216, 700	240, 000	274, 800	321, 600	347, 400	374, 800	394, 800	435, 700	496, 500
15	199, 100	218, 500	241, 900	275, 800	323, 200	349, 600	376, 800	397, 000	437, 700	498, 800
16	201, 100	220, 300	243, 800	277, 000	324, 800	351, 700	378, 900	399, 400	439, 700	501, 100
17	203, 200	222, 200	245, 300	277, 700	326, 500	353, 700	380, 500	401, 200	441, 600	503, 200
18	205, 300	223, 900	247, 100	279, 100	328, 800	355, 700	382, 500	403, 200	443, 400	504, 600
19	207, 600	225, 800	248, 900	280, 400	330, 900	357, 700	384, 400	405, 100	445, 200	506, 100
20	209, 900	227, 600	250, 700	281, 700	333, 200	359, 800	386, 400	406, 900	446, 900	507, 500
21	212, 000	229, 300	252, 300	283, 000	335, 100	361, 500	388, 100	408, 800	448, 700	508, 700
22	213, 800	231, 100	253, 600	284, 000	337, 100	363, 500	390, 200	410, 600	450, 200	510, 100
23	215, 500	232, 900	254, 800	285, 300	339, 200	365, 300	392, 300	412, 400	451, 600	511, 600
24	217, 300	234, 700	256, 100	286, 500	341, 200	367, 400	394, 300	414, 300	453, 100	513, 100
25	219, 200	236, 300	257, 300	287, 500	343, 100	369, 100	396, 000	416, 100	454, 500	514, 200
26	220, 900	238, 000	258, 500	289, 100	345, 200	371, 100	398, 000	417, 600	455, 800	515, 300
27	222, 700	239, 700	259, 800	290, 800	347, 100	373, 100	400, 100	419, 100	457, 100	516, 500
28	224, 400	241, 300	260, 900	292, 400	349, 100	375, 100	402, 200	420, 700	458, 300	517, 700
29	226, 300	242, 500	261, 800	294, 300	350, 900	376, 900	403, 700	422, 300	459, 300	518, 700
30	228, 100	244, 300	262, 800	296, 200	353, 000	379, 000	405, 500	423, 600	460, 000	519, 600
31	229, 900	246, 100	264, 000	297, 900	354, 800	381, 100	407, 200	424, 900	460, 800	520, 500
32	231, 700	247, 900	265, 000	299, 700	356, 900	383, 100	408, 900	426, 100	461, 500	521, 400
33	233, 300	249, 300	265, 500	301, 300	358, 300	385, 000	410, 600	427, 300	462, 200	522, 200
34	235, 000	250, 800	266, 700	303, 000	360, 300	387, 100	412, 100	428, 600	463, 000	523, 100
35	236, 700	252, 100	267, 700	304, 800	362, 200	389, 200	413, 700	429, 900	463, 700	523, 800
36	238, 400	253, 500	268, 700	306, 500	364, 300	391, 100	415, 200	431, 100	464, 300	524, 300
37	239, 600	254, 700	269, 500	308, 200	366, 200	392, 800	416, 500	432, 300	464, 800	525, 000
38	241, 400	256, 000	270, 400	309, 800	368, 300	394, 300	418, 000	433, 100	465, 400	525, 600
39	243, 200	257, 200	271, 400	311, 600	370, 300	395, 600	419, 500	433, 900	466, 000	526, 400
40	245, 000	258, 200	272, 200	313, 100	372, 300	397, 000	421, 000	434, 700	466, 600	527, 000
41	246, 400	259, 200	273, 200	314, 500	374, 300	398, 200	422, 500	435, 300	467, 100	527, 500
42	247, 800	260, 300	274, 300	316, 000	376, 400	399, 300	423, 800	436, 000	467, 600	
43	249, 100	261, 300	275, 300	317, 700	378, 500	400, 300	425, 100	436, 700	468, 000	
44	250, 300	262, 300	276, 100	319, 400	380, 500	401, 300	426, 300	437, 400	468, 300	
45	251, 400	262, 900	277, 200	321, 100	382, 200	402, 500	427, 300	438, 200	468, 600	
46	252, 500	264, 000	278, 600	323, 000	383, 900	403, 700	428, 000	439, 000		

		47	253, 500	264, 900	279, 900	324, 900	385, 500	404, 800	428, 800	439, 400			
		48	254, 300	266, 000	281, 300	326, 700	387, 200	406, 000	429, 600	440, 100			
		49	255, 000	266, 800	283, 000	328, 100	388, 600	407, 300	430, 100	440, 600			
		50	255, 900	267, 800	284, 700	329, 700	389, 600	408, 100	430, 500	441, 000			
		51	257, 000	268, 800	286, 200	331, 100	390, 600	408, 900	430, 900	441, 400			
		52	258, 000	269, 700	287, 600	332, 800	391, 600	409, 600	431, 200	441, 800			
		53	258, 500	270, 700	289, 000	334, 300	392, 900	410, 100	431, 500	442, 200			
		54	259, 700	271, 400	290, 600	336, 000	394, 000	410, 800	431, 900	442, 600			
		55	260, 500	272, 400	292, 200	337, 600	395, 100	411, 500	432, 200	443, 000			
		56	261, 600	273, 300	293, 700	339, 400	396, 300	412, 100	432, 500	443, 300			
		57	262, 500	274, 300	295, 100	340, 300	397, 600	412, 800	432, 800	443, 600			
		58	263, 300	275, 800	296, 700	342, 000	398, 400	413, 200	433, 100	444, 000			
		59	264, 100	277, 000	298, 400	343, 600	399, 200	413, 800	433, 400	444, 300			
		60	264, 900	278, 400	300, 000	345, 200	399, 900	414, 400	433, 700	444, 600			
		61	265, 700	279, 900	301, 400	346, 800	400, 400	414, 800	434, 000	444, 900			
		62	266, 300	281, 500	303, 000	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300				
		63	267, 100	282, 800	304, 600	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600				
		64	267, 700	284, 300	306, 100	351, 900	402, 500	416, 400	434, 900				
		65	268, 800	285, 600	307, 400	353, 500	402, 800	416, 900	435, 200				
		66	270, 000	286, 800	309, 100	355, 100	403, 500	417, 500	435, 500				
		67	271, 000	288, 200	310, 500	356, 700	404, 200	417, 900	435, 800				
		68	271, 900	289, 400	312, 200	358, 300	404, 800	418, 400	436, 100				
		69	273, 000	290, 900	313, 600	359, 500	405, 200	418, 800	436, 300				
		70	274, 400	292, 300	315, 000	360, 900	405, 700	419, 100	436, 600				
		71	275, 600	293, 800	316, 300	362, 200	406, 300	419, 400	436, 900				
		72	276, 900	295, 100	317, 800	363, 600	406, 800	419, 700	437, 200				
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	277, 900	296, 300	318, 500	364, 800	407, 300	420, 000	437, 400				
		74	279, 100	297, 600	320, 100	366, 000	407, 700	420, 300	437, 700				
		75	280, 400	298, 900	321, 600	367, 300	408, 200	420, 600	438, 000				
		76	281, 400	300, 200	323, 300	368, 600	408, 700	420, 900	438, 300				
		77	282, 500	301, 100	325, 100	369, 900	409, 200	421, 100	438, 500				
		78	283, 700	302, 600	326, 800	371, 100	409, 700	421, 400	438, 800				
		79	284, 800	303, 800	328, 400	372, 300	410, 300	421, 700	439, 100				
		80	285, 500	305, 300	330, 000	373, 500	410, 800	422, 000	439, 400				

		81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600				
		82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900				
		83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200				
		84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500				
		85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700				
		86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500					
		87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800					
		88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000					
		89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200					
		90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500					
		91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800					
		92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000					
		93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200					
		94	300,600	324,200	350,600	384,200							
		95	301,700	325,600	352,100	384,800							
		96	303,000	326,900	353,600	385,300							
		97	304,100	328,100	354,900	385,700							
		98	305,300	329,400	356,100	386,100							
		99	306,500	330,700	357,200	386,700							
		100	307,700	332,000	358,400	387,200							
		101	308,900	333,400	359,500	387,600							
		102	309,900	334,300	360,600	388,100							
		103	311,000	335,400	361,700	388,700							
		104	312,000	336,600	362,900	389,200							
		105	312,800	337,700	364,100	389,500							
		106	313,400	338,800	364,600	389,900							
		107	314,000	339,800	365,200	390,400							
		108	314,700	340,900	365,800	390,700							
		109	315,200	342,100	366,400	391,000							
		110	315,700	343,100	366,900	391,500							
		111	316,200	344,100	367,400	392,000							
		112	316,800	345,000	367,900	392,500							
		113	317,600	345,900	368,300	392,800							

	114	318,300	346,800	368,700	393,300						
	115	319,000	347,800	369,300	393,800						
	116	319,700	348,800	369,800	394,300						
	117	320,300	349,800	370,200	394,600						
	118	321,100	350,300	370,700	395,100						
	119	321,800	350,900	371,300	395,600						
	120	322,600	351,500	371,800	396,100						
	121	323,200	351,800	372,000	396,500						
	122	323,500	352,200	372,500	397,000						
	123	324,000	352,700	373,000	397,400						
	124	324,500	353,100	373,400	397,900						
	125	324,800	353,500	373,900	398,300						
	126		353,900	374,400							
	127		354,400	374,900							
	128		354,800	375,400							
	129		355,200	375,700							
	130		355,600	376,200							
	131		356,000	376,700							
	132		356,400	377,200							
	133		356,600	377,500							
	134		357,100	378,000							
	135		357,500	378,400							
	136		357,800	378,800							
	137		358,100	379,100							
	138		358,500	379,600							
	139		359,000	380,100							
	140		359,500	380,600							
	141		359,800	380,900							
	142		360,300								
	143		360,800								
	144		361,300								
	145		361,600								
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

短時間勤務職員		円 241,500	円 253,200	円 257,300	円 288,600	円 305,100	円 319,200	円 342,800	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考　この表は、消防官に適用する。

別表第４（第４条関係）

医療職給料表

職員の区分	等級／号給	１級	２級	３級	４級
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800

	28	344, 700	410, 600	463, 700	526, 600
	29	347, 100	412, 900	465, 800	528, 200
	30	348, 900	415, 000	468, 100	530, 000
	31	350, 700	417, 000	470, 400	531, 800
	32	352, 700	419, 100	472, 600	533, 600
	33	354, 900	421, 000	474, 600	535, 200
	34	357, 200	422, 800	476, 700	537, 000
	35	359, 300	424, 600	478, 800	538, 700
	36	361, 600	426, 600	480, 900	540, 500
	37	363, 700	428, 500	483, 000	542, 100
	38	366, 100	430, 500	484, 800	543, 700
	39	368, 300	432, 400	486, 600	545, 100
	40	370, 300	434, 400	488, 400	546, 700
	41	372, 500	436, 200	490, 100	548, 200
	42	373, 500	438, 000	491, 900	549, 600
	43	374, 300	439, 700	493, 700	551, 000
	44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
	45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
	46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
	47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
	48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
	55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100

		61	391,600	466,200	517,100	568,000
		62	392,100	466,900	517,900	568,900
		63	392,500	467,600	518,800	569,800
		64	393,000	468,300	519,600	570,700
		65	393,300	469,000	520,500	571,600
		66		469,700	521,400	
		67		470,400	522,100	
		68		471,000	523,000	
		69		471,300	523,900	
		70		472,000	524,700	
		71		472,700	525,600	
		72		473,400	526,500	
		73		473,800	527,300	
		74		474,400	528,200	
		75		475,100	529,100	
		76		475,800	529,800	
		77		476,200	530,600	
		78		476,800	531,500	
		79		477,400	532,400	
		80		477,900	533,300	
		81		478,500	534,100	
		82		479,000	535,000	
		83		479,500	535,900	
		84		480,000	536,800	
		85		480,400	537,600	
		86		481,000	538,500	
		87		481,400	539,400	
		88		481,900	540,300	
		89		482,400	541,100	
		90		483,000		
		91		483,600		
		92		484,000		
		93		484,500		
		94		485,100		

	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考　この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第５（第４条関係）

福祉保健職給料表

職員の区分	等級 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800

		24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700
		25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700
		26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600
		27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600
		28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600
		29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100
		30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900
		31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700
		32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300
		33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100
		34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500
		35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000
		36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600
		37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000
		38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200
		39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400
		40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500
		41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600
		42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800
		43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000
		44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100
		45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800
		46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500
		47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200
		48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900
		49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500
		50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100
		51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600
		52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000
		53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400
		54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700
		55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000
		56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300

		57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600
		58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900
		59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200
		60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500
		61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800
		62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100
		63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400
		64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700
		65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000
		66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300
		67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600
		68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900
		69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100
		70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400
		71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700
		72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000
		73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200
		74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500
		75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800
		76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000
		77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	78	251,800	315,700	341,400	386,000	408,500
		79	252,700	316,400	341,900	386,500	408,800
		80	253,500	317,100	342,300	387,100	409,000
		81	254,400	317,400	342,500	387,600	409,200
		82	255,000	317,700	342,800	388,000	
		83	255,800	318,300	343,300	388,400	
		84	256,600	318,600	343,700	388,800	
		85	257,200	319,000	344,000	389,000	
		86	258,000	319,300	344,300	389,200	
		87	258,700	319,700	344,800	389,500	
		88	259,600	320,000	345,200	389,800	
		89	260,200	320,500	345,500	390,000	
		90	261,000	320,900	345,900	390,300	

		91	261,800	321,200	346,300	390,600	
		92	262,600	321,500	346,500	390,800	
		93	263,000	322,000	346,800	391,000	
		94	263,700	322,400		391,300	
		95	264,200	322,600		391,600	
		96	264,900	323,000		391,800	
		97	265,600	323,400		392,000	
		98	266,300	323,800			
		99	267,000	324,200			
		100	267,700	324,600			
		101	268,200	324,800			
		102	268,700	325,100			
		103	269,100	325,400			
		104	269,600	325,700			
		105	269,800	326,100			
		106	270,000	326,300			
		107	270,300	326,600			
		108	270,600	327,000			
		109	271,000	327,400			
		110	271,300	327,700			
		111	271,700	328,100			
		112	272,000	328,400			
		113	272,300	328,700			
		114	272,600	329,100			
		115	272,900	329,400			
		116	273,300	329,600			
		117	273,600	329,800			
		118	273,900	330,100			
		119	274,300	330,500			
		120	274,700	330,900			
		121	274,900	331,100			
		122	275,100				
		123	275,500				
		124	275,800				

	125	276,000				
	126	276,300				
	127	276,700				
	128	277,100				
	129	277,300				
	130	277,700				
	131	278,100				
	132	278,400				
	133	278,600				
	134	278,900				
	135	279,300				
	136	279,600				
	137	279,800				
	138	280,100				
	139	280,400				
	140	280,700				
	141	280,900				
	142	281,100				
	143	281,300				
	144	281,600				
	145	282,000				
	146	282,200				
	147	282,500				
	148	282,800				
	149	283,100				
	150	283,300				
	151	283,600				
	152	283,800				
	153	284,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 201,500	円 241,000	円 255,300	円 288,400	円 315,100

備考　この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２８号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第２６条第２項中「１００分の１２０」とあるのは、「１００分の１２５」と読み替えるものとする。

第３２条第２項中「第２６条第４項」を「第２６条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」と、同条第４項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

別表第１行政職給料表（１）及び行政職給料表（２）を次のように改める。

行政職給料表（１）

号給＼等級	１級
	円
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900

27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200
38	205,500
39	206,700
40	208,000
41	209,300
42	210,600
43	211,900
44	213,200
45	214,300
46	215,600
47	216,900
48	218,200
49	219,200
50	220,300
51	221,300
52	222,300
53	223,300
54	224,200
55	225,100
56	226,000
57	226,300
58	227,100
59	227,800
60	228,500
61	229,200
62	230,000
63	230,700
64	231,300
65	231,900
66	232,500

備考　事務補助員その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）に適用する。

行政職給料表（２）

等級 / 号給	１級

	円
1	198,500
2	200,300
3	202,100
4	203,900
5	205,400
6	207,200
7	209,000
8	210,800
9	212,400
10	214,200
11	216,000
12	217,800
13	219,200
14	221,000
15	222,700
16	224,500
17	226,100
18	227,800
19	229,400
20	230,900
21	232,200
22	233,800
23	235,400
24	236,900
25	237,900

備考　市民相談専門員その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第１行政職給料表（３）中

「

1	266,500
2	268,400
3	270,200
4	271,900
5	273,600
6	275,300
7	277,000
8	278,800
9	280,300
10	281,800
11	283,700
12	285,500

」を「

	円
1	267,600
2	269,400
3	271,200
4	272,900
5	274,600
6	276,200
7	277,900
8	279,700
9	281,200
10	282,400
11	284,100
12	285,700

」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

福祉保健職給料表

号給＼等級	１級
	円
1	164,100
2	165,300
3	166,500
4	167,700
5	168,600
6	170,100
7	171,500
8	172,900
9	174,100
10	175,500
11	176,900
12	178,300
13	179,700
14	181,000
15	182,400
16	183,700
17	185,200
18	186,700
19	188,400
20	189,900
21	191,200
22	192,800
23	194,500
24	196,100
25	197,700
26	199,400
27	201,200
28	202,900
29	204,700
30	206,100
31	207,600
32	209,000
33	210,200
34	211,500
35	212,800
36	213,900
37	215,100
38	216,500
39	217,900
40	219,300

41	220,300
42	221,500
43	222,600

備考　特別支援教育支援補助員その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１９条第２項及び第３２条第２項の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

2　この条例（第１９条第２項及び第３２条第２項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第２９号

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２１５」を「１００分の２２５」に改める。

第２条　和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和４年１２月１日から適用する。

3　新条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第３０号

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例

和歌山市介護保険条例（平成１２年条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

目次中
「第５章　認定調査情報等の開示（第１８条－第２４条）
第６章　雑則（第２５条）
第７章　罰則（第２６条－第２８条）」
を
「第５章　雑則（第１８条）
第６章　罰則（第１９条－第２１条）」
に改める。

第５章を削る。

第６章中第２５条を第１８条とし、同章を第５章とする。

第７章中第２６条を第１９条とし、第２７条を第２０条とし、第２８条を第２１条とし、同章を第６章とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の和歌山市介護保険条例（以下この項において「旧条例」という。）第１９条第１項の規定による請求がされた場合における旧条例第１８条第１項に規定する認定調査情報等の開示については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によることとされた認定調査情報等の開示の請求があった場合における手数料については、なお従前の例による。

（和歌山市手数料条例の一部改正）

４　和歌山市手数料条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３９条の２を削る。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第３１号

和歌山市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　和歌山市公営企業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中「下水道事業」を「公共下水道事業」に、「下水道により」を「公共下水道により」に改め、同表に次のように加える。

農業集落排水事業	農業集落排水処理施設により汚水を排除し、又は処理する。
漁業集落排水事業	漁業集落排水処理施設により汚水を排除し、又は処理する。

第２条中「下水道事業」を「公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業」に改める。

第３条第２項第２号中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同項に次の２号を加える。

（３）農業集落排水事業

項目	農業集落排水事業
処理区域	和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成１２年条例第１３２号）第４条の規定により告示された区域
処理人口	１，７９０人
１日最大処理水量	４８５立方メートル

（４）漁業集落排水事業

項目	漁業集落排水事業
処理区域	和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第４条の規定により告示された区域
処理人口	５，０１５人
１日最大処理水量	１，２６８立方メートル

第４条第１項中「及び下水道事業」を「、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業」に改める。

（和歌山市財務に関する条例の一部改正）

第２条　和歌山市財務に関する条例（昭和３９年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中第８号及び第９号を削り、第１０号を第８号とし、第１１号を第９号とする。

（和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第３条　和歌山市農業及び漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成８年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第３条中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第５条第２項ただし書、第６条第１項及び第３項並びに第７条中「市長」を「管理者」に改める。

第８条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第９条中「市長」を「管理者」に改める。

第１０条（見出しを含む。）中「規則」を「企業管理規程」に改める。

（和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正）

第４条　和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成１２年条例第１３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「設置その他」を削る。

第２条第１号中「市長」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第４条、第５条ただし書、第６条第９号ただし書、第７条、第８条、第９条第２項ただし書、第１１条第１項、第１２条、第１３条第１項及び第１５条中「市長」を「管理者」に改める。

第１６条中「市長」を「管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改める。

第１７条（見出しを含む。）中「規則」を「企業管理規程」に改める。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際、現に改正前のそれぞれの条例の規定により市長がした処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定により公営企業管理者（以下「管理者」という。）がした処分その他の行為とみなす。

３　この条例の施行の際、現に改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対してされている申請その他の手続は、改正後のそれぞれの条例の相当規定により管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第３２号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成１２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３の次に次の１条を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料）

第１８条の４　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「マンション管理適正化法」という。）に基づく事務に関し、次に掲げる金額を手数料として申請者から徴収する。

（１）マンションの管理に関する計画の認定又は更新に対する手数料（マンション管理適正化法に規定するマンション管理適正化推進センターが発行する事前確認適合証の添付がある場合に限る。）

ア　長期修繕計画の数が１である場合	１件	３，７００円
イ　長期修繕計画の数が２以上である場合	１件	３，７００円に１を超える長期修繕計画の数に１，６００円を乗じて得た額を加算した額

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市条例第３３号

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　個人情報等の取扱い（第４条―第１６条）
第３章　個人情報ファイル（第１７条）
第４章　開示、訂正及び利用停止
第１節　開示（第１８条―第３０条）
第２節　訂正（第３１条―第３７条）
第３節　利用停止（第３８条―第４３条）
第４節　審査請求（第４４条―第４６条）
第５章　雑則（第４７条―第５２条）
第６章　罰則（第５３条―第５７条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、和歌山市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第２号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（２）個人識別符号が含まれるもの

２　この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（１）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

（２）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

３　この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

４　この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、和歌山市情報公開条例（平成５年条例第３３号。以下「情報公開条例」という。）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
５　この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
（１）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
（２）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
６　この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
７　この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
（１）第１項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
（２）第１項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
８　この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
（１）第１項第１号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
（２）第１項第２号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
９　この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
１０　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。
１１　この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
１２　この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）別表第１に掲げる法人をいう。
１３　この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第３条　議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第２章　個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第４条　議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第１２条第２項第２号及び第３号並びに第４章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
２　議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超え

て、個人情報を保有してはならない。
３　議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的の明示）
第５条　議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
（１）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
（２）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
（３）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（４）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
（不適正な利用の禁止）
第６条　議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。
（適正な取得）
第７条　議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
（正確性の確保）
第８条　議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。
（安全管理措置）
第９条　議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
２　前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。
（従事者の義務）
第１０条　個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第２項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第５３条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（漏えい等の通知）
第１１条　議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
（１）本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
（２）当該保有個人情報に第２０条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
（利用及び提供の制限）
第１２条　議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
（2）議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
（3）市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは消防長、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
（4）前３号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
4　議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
5　保有特定個人情報に関しては、第２項第２号から第４号まで及び第２９条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第１２条第１項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第１２条第２項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第１２条第２項第１号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第３８条第１項第１号	又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき	第１２条第５項の規定により読み替えて適用する同条第１項及び第２項（第１号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第２９条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第３８条第１項第２号	第１２条第１項及び第２項	番号利用法第１９条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第１３条　議長は、利用目的のために又は前条第２項第３号若しくは第４号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）
第１４条　議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取

得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第１５条　議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第４９条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

２　議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

３　議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第４１条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

４　議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

５　前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第１６条　議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第４３条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

２　議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第３章　個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第１７条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（１）個人情報ファイルの名称

（２）個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（３）個人情報ファイルの利用目的

（４）個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第１号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第２号において「記録範囲」という。）

（５）個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

（６）記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

（７）記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

（８）次条第１項、第３１条第１項又は第３８条第１項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

（９）第３１条第１項ただし書又は第３８条第１項ただし書に該当するときは、その旨

２　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
（１）次に掲げる個人情報ファイル
ア　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
イ　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
ウ　１年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
エ　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
オ　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
カ　本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
キ　アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
（２）前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
（３）前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
３　第１項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第５号若しくは第７号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第４章　開示、訂正及び利用停止

第１節　開示

（開示請求権）
第１８条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
２　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第４８条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）
第１９条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
（１）開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
（２）開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
２　前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
３　議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）
第２０条　議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第７条第１号ウに掲げる情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分（当該部分を公にすることにより、

当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）を除く。以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（１）開示請求者（第１８条第２項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第３号、次条第２項並びに第２７条第１項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（２）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（３）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（４）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（５）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　議長が第２４条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第２１条　議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

２　開示請求に係る保有個人情報に前条第２号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第２２条　議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第２３条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第２４条　議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第５条第２号又は第３号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

２　議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第２５条　開示決定等は、開示請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、第１９条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を１５日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第２６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から２９日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

２　前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第２７条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第４５条第２項第３号及び第４６条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２４条第１項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（１）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第２０条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（２）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第２２条の規定により開示しようとするとき。

３　議長は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第４５条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第２８条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

２　議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

３　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

４　前項の規定による申出は、第２４条第１項に規定する通知があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第２９条　議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第１項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第１項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第３０条　この条例の規定に基づく保有個人情報の閲覧及び視聴並びに訂正請求及び利用停止請求に係る事務については、手数料を徴収しないものとする。

２　この条例の規定に基づく保有個人情報（保有個人情報の写しを含む。）の写し又は保有個人情報を用紙に出力したものの交付を受ける者は、当該写し又は保有個人情報を用紙に出力したものの交付に係る手数料を前納しなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、手数料については、和歌山市手数料条例（平成１２年条例第５号）に定めるところによる。

第2節　訂正

（訂正請求権）

第３１条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第３８条第１項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（１）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
（２）開示決定に係る保有個人情報であって、第２９条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの
２　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第４８条において「訂正請求」という。）をすることができる。
３　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）
第３２条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
（１）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
（２）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
（３）訂正請求の趣旨及び理由
２　前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
３　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）
第３３条　議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）
第３４条　議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
２　議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）
第３５条　前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第３２条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）
第３６条　議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
（１）この条の規定を適用する旨及びその理由
（２）訂正決定等をする期限
２　前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）
第３７条　議長は、第３４条第１項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第３節　利用停止

（利用停止請求権）
第３８条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個

人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（１）第４条第２項の規定に違反して保有されているとき、第６条の規定に違反して取り扱われているとき、第７条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第１２条第１項及び第２項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（２）第１２条第１項及び第２項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止

２　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第４８条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

３　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第３９条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第３項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（１）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

（２）利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（３）利用停止請求の趣旨及び理由

２　前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第２項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

３　議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第４０条　議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第４１条　議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

２　議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第４２条　前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第３９条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第４３条　議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第１項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）利用停止決定等をする期限

２　前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第４節　審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第４４条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第４５条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１２年条例第１２８号）第１条に規定する和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（１）審査請求が不適法であり、却下する場合

（２）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（３）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

（４）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

２　前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第２号において同じ。）

（２）開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（３）当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第４６条　第２７条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（２）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第５章　雑則

（適用除外）

第４７条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第４章（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第４８条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第４９条　議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第５０条　議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１２年条例第１２９号）第１条に規定する和歌山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第５１条　議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第５２条　この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第６章　罰則

第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。

第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。

第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。

第５６条　前３条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第５７条　偽りその他不正の手段により、第２４条第１項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５０，０００円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（令和４年１２月２３日掲示済）

【規　　　　則】

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年１２月２０日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第５４号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和２９年規則第６６号）の一部を次のように改正する。

別記様式第７号中「振込口座は、各金融機関又は　　　　のいずれかをご指定ください」を「公金受取口座を利用されない場合は、各金融機関又は　　　　の口座情報をご記入ください」に、

「

【還付先口座の登録希望者について】 今後、同じ税目で還付金が発生した場合に、上記の口座を振込口座として登録することができます。	登録を希望されますか。 はい・いいえ	【還付金の振込口座登録に関する約定事項】 長期にわたり、還付金が生じず使用されないときは、この振込口座を取り消されても差し支えありません。

」を

「

（注意）公金受取口座を設定済で、かつ利用する意思がある場合、口座情報は記入不要です。以下のチェックボックスにチェック印をご記入ください。

□　公金受取口座を利用します。 （マイナンバーにひも付けられた口座）	今後、同じ税目で還付金が発生した場合には同様に公金受取口座へ入金を行います。新たな還付の都度、公金受取口座の登録内容を確認いたします。

」に

改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和４年１２月２０日掲示済）

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　尾　花　正　啓

和歌山市規則第５５号

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第１条　和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１７年規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第７のアの表中

「

２６
２６
２７
２７
２８
２８
２９
２９
３０
３０
３１
３１
３２
３２
３３
３３
３４
３４
３５
３５
３６
３６
３７
３７
３８
３８
３９
３９
４０
４０
４１
４１
４２
４２

を

「

２５
２６
２６
２６
２７
２７
２７
２８
２８
２８
２９
２９
３０
３０
３１
３１
３２
３２
３３
３３
３４
３４
３５
３５
３６
３６
３７
３７
３８
３８
３９
３９
４０
４０

に改める。

４３

」

４１

」

別表第７のイの表中

「

３４
３４
３５
３５
３６
３６
３７
３７
３８
３８
３９
３９
４０

」を

「

３３
３４
３４
３４
３５
３５
３５
３６
３６
３６
３７
３８
３９

」に、

「

４６
４７
４８
４９
４９
５０
５０
５１
５１
５２
５２
５３
５３
５３
５４
５４
５４
５５
５５
５５
５６

」を

「

４５
４６
４６
４７
４７
４８
４８
４９
４９
５０
５０
５１
５１
５２
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５

」に改める。

別表第７のウ及びエの表中

「

４２
４２
４３
４３
４４
４４
４５
４５
４５
４６
４６
４６
４７
４７
４７
４８
４８
４８
４９
５０

を

「

４１
４２
４２
４２
４３
４３
４３
４４
４４
４４
４５
４５
４６
４６
４７
４７
４８
４８
４９
４９

に改める。

５１
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５
５６
５６
５７
５７
５８
５８
５９
５９
６０

」

５０
５０
５１
５１
５２
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５
５６
５６
５７
５８
５９

」

別表第７のカの表中「

２８
２８
２９
２９
２９
２９
３０
３０
３０
３０
３１
３１
３１
３１
３２

」を「

２７
２７
２８
２８
２８
２８
２９
２９
２９
３０
３０
３０
３１
３１
３１

」に改める。

「

２６
２７
２８
２９
２９
３０
３０
３１
３１

「

２５
２６
２６
２７
２７
２８
２８
２９
２９

別表第７のキの表中

３２
３２
３３
３３
３４
３４
３５
３５
３６
３６
３７
３８
３９
４０
４１
４１
４２
４２
４３
４３
４４
４４
４５
４６
４７
４８
４９
４９
４９
５０
５０
５０
５１
５１
５１
５２
５２
５２
５３
５３
５３
５４
５４
５４
５５

を

３０
３０
３１
３１
３２
３２
３３
３４
３５
３６
３７
３７
３８
３８
３９
３９
４０
４０
４１
４２
４３
４４
４５
４５
４６
４６
４７
４７
４８
４８
４９
４９
５０
５０
５１
５１
５２
５２
５３
５３
５３
５３
５４
５４
５４

に改める。

５５	５４
５５	５５
５６	５５
５６	５５
５６	５５
５７	５６
５７	５６
５７	５６
５７	５６
５７	５７
５８	５７
５８	５７
５８	５７
５８	５８
５８	５８
５９	５８
５９	５８
５９	５９
５９	５９
５９	５９
６０	５９

」　」

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第２条　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和４年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第１０条のうち、和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第７の２を別表第７の３とし、別表第７の次に次の１表を加える改正規定（同規則別表第７の２のアの表に係る部分に限る。）中

「　「

５８		５９
６０		６２
６２		６５
６４		６８
６６		７０
６８		７２
７０		７４
７２		７６
７４		７８
７６	を	８０
７８		８２
８０		８４
８２		８６
８４		８８
８６		９０
８８		９２

に改め、同改正規定（同規則別表第７の２のイの表に係る部分に限る。

９０
９２

」

９３
９３

」

）中「

５８
６０
６２
６４
６６
６８
７０
７２
７４
７６
７８
８０
８１
８２
８３
８４
８６
８８
９０
９２
９５
９８
１０１

」を「

５９
６２
６５
６８
６９
７０
７１
７２
７４
７６
７８
８０
８２
８４
８６
８８
９０
９２
９４
９６
９８
１００
１０２

」に改め、同改正規定（同規則別表第７の２のウ及びエの表に係る部分に限る。）中「

５０
５２
５４
５６
５９
６２
６５
６８
６９
７０
７１
７２
７４
７６
７８
８０
８２

を「

５１
５４
５７
６０
６２
６４
６６
６８
７０
７２
７４
７６
７８
８０
８２
８４
８５

に改め、同改正規定（同規則別表第７の２のオの表に係

８４	８６
８６	８７

」　　「

る部分に限る。）中「

６０
６０

」を「

６０
６１

」に改め、同改正規定（同規則別表第７の２のカの表に係る部分に限る。）中「

５０
５２
５６
６０
６４

」を「

５２
５６
５９
６２
６５

」に改め、同改正規定（同規則別表第７の２のキの表に係る部分に限る。）中「

５３
５４
５５
５６
５８
６０
６２
６４
６６
６８
７０
７２
７３
７４
７５
７６
７８
８０
８２
８４
８５
８６
８７
８８
９１
９４
９７
１００
１０３
１０６
１０９
１１２
１１７

を「

５４
５６
５８
６０
６２
６４
６６
６８
６９
７０
７１
７２
７４
７６
７８
８０
８１
８２
８３
８４
８６
８８
９０
９２
９４
９６
９８
１００
１０４
１０８
１１２
１１６
１２０

に改める。

１２２
１２７

」

１２４
１２８

」

附　則

この規則は、令和５年２月１日から施行する。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第５６号

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

第１条　和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（平成１７年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

技能労務職給料表

等級／号給	１級	２級	３級	４級	５級
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200

21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400

	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,200
	74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,700
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,200
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,700
	77	218,200	255,800	287,700	314,200	362,100
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	362,600
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	363,100
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	363,600
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	364,000
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	364,500
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	365,000
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	365,500
	85	221,500	258,600	291,300	316,500	365,900
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	366,400
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	366,900
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	367,400
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	367,800
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	368,300

91	224,400	260,200	294,400	318,200	368,800
92	224,800	260,400	294,800	318,500	369,300
93	225,100	260,700	295,200	318,700	369,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000	370,200
95	225,900	261,400	296,200	319,300	370,700
96	226,200	261,700	296,700	319,500	371,200
97	226,500	261,900	297,000	319,700	371,600
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		

126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第３中「

１４６，１００円
１８２，２００円
１９５，５００円
２２４，９００円
２３７，６００円
２５０，８００円

」を「

１５０，１００円
１８５，２００円
１９８，５００円
２２７，８００円
２４０，３００円
２５３，０００円

」に改める。

別表第７中「

５７
５７
５７
５７
５８
５８
５８
５８
５９
５９
５９

」を「

５６
５７
５７
５７
５７
５７
５８
５８
５８
５８
５８

」に、「

４２
４３
４４
４５
４５
４６
４６
４７
４７
４８
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５３
５４
５４
５５

」を「

４１
４２
４２
４３
４３
４４
４４
４５
４６
４７
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５３
５３
５４
５４

」に改める。

５９
６０
６０
６１

」

５９
５９
５９
５９

」

５５
５６
５６
５７
５７
５７
５８
５８
５８
５９
５９
５９
６０

」

５４
５５
５５
５５
５６
５６
５６
５７
５７
５８
５８
５９
５９

」

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第２条　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（令和４年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第１１条のうち、和歌山市技能労務職員の給与に関する規則別表第７の次に次の１表を加える改正規定中

「

１０６
１１０
１１４
１１８
１２０

」を「

１０７
１１２
１１７
１２１
１２１

」に、「

５３
５４
５５
５６
５８
６０
６２
６４
６５
６６
６７
６８
７０
７２
７４
７６
７９
８２
８５

」を「

５４
５６
５８
６０
６１
６２
６３
６４
６５
６６
６７
６８
７１
７４
７７
８０
８２
８４
８６

」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条のうち別表第７の改正規定及び第２条の規定は、令和５年２月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（次項において「新規則」という。）別表第１及び別表第３の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　新規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

４　職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を次のように改正する。

第１１条のうち、和歌山市技能労務職員の給与に関する規則別表第１及び別表第２の改正規定中別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	号給＼等級	１級	２級	３級	４級	５級
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500

		25	161, 500	214, 600	238, 300	276, 500	317, 600	
		26	163, 000	215, 500	239, 500	277, 300	319, 100	
		27	164, 500	216, 200	240, 800	278, 200	320, 500	
		28	166, 000	217, 100	242, 000	279, 100	321, 900	
		29	167, 400	217, 900	242, 800	280, 000	323, 500	
		30	168, 800	219, 100	244, 000	281, 100	324, 700	
		31	170, 300	220, 100	245, 200	282, 100	326, 000	
		32	171, 800	220, 900	246, 300	283, 100	327, 200	
		33	173, 100	221, 500	247, 400	283, 800	328, 300	
		34	174, 800	222, 500	248, 400	284, 700	329, 200	
		35	176, 500	223, 600	249, 500	285, 600	330, 300	
		36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400	
		37	179, 900	225, 200	251, 600	287, 300	332, 500	
		38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600	
		39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600	
		40	184, 500	228, 400	254, 500	290, 000	335, 600	
		41	185, 800	229, 200	255, 500	290, 600	336, 600	
		42	187, 200	230, 200	256, 700	291, 600	337, 600	
		43	188, 500	231, 200	257, 600	292, 600	338, 600	
		44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600	
		45	191, 400	233, 000	259, 600	294, 200	340, 500	
		46	192, 700	233, 900	260, 600	295, 100	341, 500	
		47	194, 100	234, 700	261, 700	296, 000	342, 500	
		48	195, 500	235, 400	262, 600	296, 900	343, 500	
		49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400	
		50	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300	
		51	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200	
		52	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347, 000	
		53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800	
		54	202, 400	241, 300	268, 000	301, 100	348, 600	
		55	203, 300	242, 000	269, 000	301, 800	349, 400	
		56	204, 400	242, 700	270, 000	302, 500	350, 100	
		57	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800	
		58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600	
		59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400	

		60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
		61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
		62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
		63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
		64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
		65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
		67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
		68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
		69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
		70	215,800	253,100	282,500	311,300	358,900
		71	216,100	253,500	283,300	311,800	359,400
		72	216,400	253,900	284,000	312,300	359,900
		73	216,600	254,100	284,800	312,600	360,200
		74	217,000	254,500	285,500	313,100	360,700
		75	217,400	255,000	286,300	313,600	361,200
		76	218,000	255,500	287,100	314,000	361,700
		77	218,200	255,800	287,700	314,200	362,100
		78	218,700	256,200	288,200	314,500	362,600
		79	219,100	256,700	288,700	314,800	363,100
		80	219,500	257,200	289,100	315,100	363,600
		81	220,000	257,500	289,500	315,400	364,000
		82	220,300	257,800	289,900	315,700	364,500
		83	220,600	258,100	290,400	316,000	365,000
		84	221,000	258,400	290,900	316,300	365,500
		85	221,500	258,600	291,300	316,500	365,900
		86	221,900	258,800	291,900	316,900	366,400
		87	222,300	259,100	292,500	317,200	366,900
		88	223,000	259,400	293,100	317,400	367,400
		89	223,400	259,600	293,400	317,600	367,800
		90	223,900	259,800	293,900	317,900	368,300
		91	224,400	260,200	294,400	318,200	368,800
		92	224,800	260,400	294,800	318,500	369,300
		93	225,100	260,700	295,200	318,700	369,700
		94	225,500	261,100	295,700	319,000	370,200

		95	225,900	261,400	296,200	319,300	370,700	
		96	226,200	261,700	296,700	319,500	371,200	
		97	226,500	261,900	297,000	319,700	371,600	
		98	226,900	262,200	297,400	320,000		
		99	227,300	262,400	297,900	320,300		
		100	227,700	262,700	298,400	320,500		
		101	228,100	263,000	298,800	320,700		
		102	228,500	263,200	299,200			
		103	228,900	263,500	299,500			
		104	229,300	263,800	299,800			
		105	229,700	264,000	300,100			
		106	230,200	264,200	300,500			
		107	230,500	264,500	300,900			
		108	230,900	264,700	301,300			
		109	231,100	265,000	301,600			
		110	231,500	265,300	302,000			
		111	232,000	265,600	302,400			
		112	232,400	265,800	302,700			
		113	232,600	266,000	302,900			
		114	233,100	266,300	303,200			
		115	233,600	266,500	303,500			
		116	234,100	266,700	303,700			
		117	234,400	267,000	303,900			
		118	234,800	267,300	304,200			
		119	235,200	267,600	304,500			
		120	235,600	267,900	304,700			
		121	236,000	268,100	304,900			
		122		268,300	305,200			
		123		268,600	305,500			
		124		268,900	305,700			
		125		269,100	305,900			
		126		269,300	306,200			
		127		269,600	306,500			
		128		269,900	306,700			
		129		270,100	306,900			

	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

和歌山市規則第５７号

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

技能労務職給料表

号給＼等級	１級
	円
1	136,200
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000
6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900

13	147,700
14	148,700
15	149,800
16	150,800
17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800
22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800
33	173,100
34	174,800
35	176,500
36	178,200
37	179,900
38	181,300
39	183,000
40	184,500
41	185,800
42	187,200
43	188,500
44	189,900
45	191,400
46	192,700
47	194,100
48	195,500
49	196,800
50	197,900
51	199,000
52	200,200
53	201,300

54	202,400
55	203,300
56	204,400
57	205,500
58	206,400
59	207,400
60	208,400
61	209,500

備考　清掃作業員、用務員、調理員、校務員、園務員、園舎清掃員、主務調理員、作業員、運転手、犬捕獲員に適用する。

別表第２主務調理員の項中「１５号給」を「２１号給」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則（別表第２の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

３　改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和４年１２月２３日掲示済）

【告　　　　示】

和歌山市告示第４５６号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和４年１２月２１日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

年度	種別
令和４年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和４年１２月２１日掲示済）

和歌山市告示第４５７号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和４年１２月２１日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

年度	種別	備考
令和４年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和５年１月９日に変更する。

（別紙省略）

（令和４年１２月２１日掲示済）

和歌山市告示第４５８号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和４年１２月２２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

年度	期別	種別	備考
令和４年度	第１期 第３期 第４期 第５期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和５年１月４日に変更する。

（別紙省略）

（令和４年１２月２２日掲示済）

和歌山市告示第４５９号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条第２項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和４年１２月２２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和４年１２月２日及び同月１０日
ＪＲ和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和４年１２月８日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和４年１２月６日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条第２項に該当したため

３　保管場所

名称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番１

電話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）印鑑

（４）費用

自転車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和４年１２月２２日掲示済）

和歌山市告示第４６０号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第９条の２第２項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第１０条第１項の規定により告示する。

令和４年１２月２２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、松江浜代児童遊園、新南公園、河岸公園及び東公園	令和４年１２月５日、同月６日、同月７日、同月１２日、同月１４日及び同月１５日

２　移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第９条の２第２項に該当したため

３　保管場所

名称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番１

電話　４２２－４１００

４　返還を受けるために必要なもの

（１）自転車等の鍵

（２）住所及び氏名を確認できるもの

（３）印鑑

（４）費用

自転車	１台につき	２，５００円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	１台につき	４，０００円

５　返還できる日時等

（１）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日を除く。）

（２）返還時間

午前９時から午後６時まで

（３）その他

（１）及び（２）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

６　問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課　電話　４３５－１０８２

（令和４年１２月２２日掲示済）

和歌山市告示第４６１号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年条例第９号）第１０条第３項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第４項の規定により告示する。

令和４年１２月２２日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

１　処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して９０日を経過したが、引取りがないため

２　処分年月日

令和４年１２月２８日

３　処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
ＪＲ和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和４年９月２日及び同月１０日	令和４年９月２８日
ＪＲ和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和４年９月８日	令和４年９月２８日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和４年９月６日	令和４年９月２８日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和４年９月１日、同月５日、同月６日、同月８日、同月１４日及び同月１５日	令和４年９月２８日

４　処分自転車等の保管場所

名称　紀和駅前自転車等保管所

所在地　和歌山市宇治家裏１６７番１

電話　４２２－４１００

（令和４年１２月２２日掲示済）

和歌山市告示第４６２号

令和４年１２月２２日市議会定例会において議決された令和４年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１９条第２項の規定により、別添のとおり公表する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市告示第４６３号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和４年１２月２３日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から１４日間一般の縦覧に供する。

令和４年１２月２３日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長（m）	幅員（m）
２５－５１	岡崎５１号線	和歌山市寺内５８０番３地先 ～	旧	４４．３	３．８０ ～

		和歌山市寺内５８０番８地先			５．００
			新	４４．３	５．００
２５－５５	岡崎５５号線	和歌山市寺内５８０番８地先 ～ 和歌山市寺内５８０番９地先	旧	３１．０	２．４０ ～ ３．２０
			新	３１．０	５．００

（令和４年１２月２３日掲示済）

【公　　　　告】

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）附則第７条第１項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定により公告する。

令和４年１２月１６日

和歌山市保健所
所長　　笠　松　美　恵

１　対象者

和歌山市に居住する生後６月以上の者

２　実施場所及び期間

（１）実施場所　集合契約締結医療機関

（２）実施期間　令和３年２月１７日から令和５年３月３１日まで

３　使用するワクチン

（１）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月１４日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号。以下「法」という。）第１４条の承認を受けたものに限る。）	１２歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月２１日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）	１２歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月２１日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	１回目の接種時において５歳以上１２歳未満の者
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月１９日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	１２歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１０月５日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	１回目の接種時において生後６月以上５歳未満の者

（２）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げるもの（既に第二期追加接種又は令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３	１２歳以上の者

年２月１４日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月２１日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）	１２歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月２１日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	５歳以上１２歳未満の者

（３）第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げるもの（既に令和４年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年２月１４日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	１８歳以上の者（１８歳以上６０歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月２１日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものであって、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。）	１８歳以上の者（１８歳以上６０歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）

（４）令和４年秋開始接種

令和４年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記１のうち同表の右欄に掲げるものに対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和３年５月２１日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	１２歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）（令和４年１月２１日にファイザー株式会社が法第１４条の承認を受けたもの（（１）及び（２）に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	１２歳以上の者
組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ワクチン（令和４年４月１９日に武田薬品工業株式会社が法第１４条の承認を受けたものに限る。）	１８歳以上の者

（令和４年１２月１６日掲示済）

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号。以下「法」という。）第１３条第４項において準用する法第１１条第１項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和４年１２月１６日から令和５年１月１６日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第１３条第４項において準用する法第１１条第２項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第１３条第４項において準用する法第１１条第３項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して１５日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和４年１２月１６日

和歌山市長　尾　花　正　啓

１　意見書の提出先等

（１）提出先　郵便番号６４０－８５１１
　　　　　　和歌山市七番丁２３番地
　　　　　　和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

（２）提出方法及び提出期限

ア　提出方法　郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ　提出期限　令和５年１月１６日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

（３）提出に当たっての注意事項

ア　意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ　意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ　提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ　提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

（４）意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

２　異議申出の際の提出先等

（１）提出先　郵便番号６４０－８５１１
　　　　　　和歌山市七番丁２３番地
　　　　　　和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

（２）提出方法及び提出期限

ア　提出方法　郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ　提出期限　令和５年１月３１日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

（３）提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア　異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ　異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ　異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ　異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日

オ　異議申出の趣旨及び理由

カ　教示の有無及びその内容

キ　異議申出の年月日

（令和４年１２月１６日掲示済）

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和４年１２月２１日

和歌山市長　　尾　花　正　啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長

令和４年１２月１９日 和建指第２７０９号	和歌山市直川字小山畑８８７番１の一部、８８８番の一部、８８９番の一部	和歌山市栗栖１４番地の５ 栗栖二彦	６．００ｍ×３６．６８ｍ ３６．６８ｍ

（令和４年１２月２１日掲示済）

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第４号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和４年１２月２２日

和歌山市長　尾　花　正　啓

指定年月日 指定番号	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
令和４年１２月２０日 第１２６号	市道岡崎１３０号線	和歌山市西地内から朝日地内	延長　１６５ｍ 幅員　１０．５～１２．６ｍ 総延長　１６５ｍ

（令和４年１２月２２日掲示済）

【　教育委員会告示　】

和歌山市教育委員会告示第１５号

和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成２４年条例第４号）第７条第１項の規定により指定管理者を指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和４年１２月２３日

和歌山市教育委員会
教育長　阿　形　博　司

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
和歌山市立青少年国際交流センター	加太まちづくりグループ	令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（令和４年１２月２３日掲示済）

【　企　業　局　規　程　】

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第９号

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員の給与に関する規程（昭和３７年水道局規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

企業職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400

2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410, 500	461, 500
3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 000	464, 500
4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400	467, 500
5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400	417, 300	470, 500
6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900	419, 600	473, 500
7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200	421, 700	476, 500
8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900	479, 600
9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900	482, 300
10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000	485, 400
11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100	488, 400
12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200	491, 500
13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200
14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500
15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800
16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700	501, 100
17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600	503, 200
18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400	504, 600
19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200	506, 100
20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900	507, 500
21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700	508, 700
22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200	510, 100
23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600	511, 600
24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100	513, 100
25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500	514, 200
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800	515, 300
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100	516, 500
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300	517, 700
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000	519, 600
31	195, 200	245, 100	279, 200	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800	520, 500
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500	521, 400
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000	523, 100
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,200	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			

76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						

113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

別表第３中「３７５，０００円」を「３７６，０００円」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第２条関係）

企業職任期付職員給料表

職務の級	給料月額
１級	１５０，１００円
２級	１８５，２００円
３級	１９８，５００円
４級	２２７，８００円
５級	２４０，３００円
６級	２５３，０００円
７級	２６７，７００円
８級	２８６，０００円
９級	３１２，９００円
１０級	３４６，６００円
１１級	３６５，５００円

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、令和４年１２月２３日から施行し、この規程による改正後の和歌山市企業職員の給与に関する規程（附則第３項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規程の施行に伴う経過措置については、一般職の職員の例による。

（給与の内払）

３　改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の和歌山市企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の改正）

４　和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和４年企業局規程第６号）の一部を次のように改正する。

和歌山市企業職員の給与に関する規程別表第１及び別表第２の改正規定中、別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

企業職給料表

職員の区分	等級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100	458, 400
	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410, 500	461, 500
	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 000	464, 500
	4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400	467, 500
	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400	417, 300	470, 500
	6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900	419, 600	473, 500
	7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200	421, 700	476, 500
	8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900	479, 600
	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900	482, 300
	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000	485, 400
	11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100	488, 400
	12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200	491, 500
	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200
	14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500
	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800
	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700	501, 100
	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600	503, 200
	18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400	504, 600
	19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200	506, 100
	20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900	507, 500
	21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700	508, 700
	22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200	510, 100
	23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600	511, 600
	24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100	513, 100
	25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500	514, 200
	26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800	515, 300
	27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100	516, 500
	28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300	517, 700
	29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700

	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
定年前再任用短時間勤務職員以外	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			

の職員	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						

	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第１０号

和歌山市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市下水道条例施行規程（平成３０年水道局規程第２号）の一部を次のように改正する。

第１７条を削り、第１８条第３項中「第１８号様式」を「第１７号様式」に改め、同条を第１７条とする。

第１９条中「第１９号様式」を「第１８号様式」に改め、同条を第１８条とする。

第２０条第１項中「第２０号様式」を「第１９号様式」に改め、同条第２項中「第２１号様式」を「第２０号様式」に改め、同条を第１９条とする。

第２０条の２第１項中「第２１号様式の２」を「第２１号様式」に改め、同条第２項中「第２１号様式の３」を「第２１号様式の２」に改め、同条を第２０条とする。

第１７号様式を削り、第１８号様式中「第１８条関係」を「第１７条関係」に改め、同様式を第１７号様式とする。

第１９号様式中「第１９条関係」を「第１８条関係」に改め、同様式を第１８号様式とする。

第２０号様式中「第２０条関係」を「第１９条関係」に改め、同様式を第１９号様式とする。

第２１号様式中「第２０条関係」を「第１９条関係」に改め、同様式を第２０号様式とする。

第２１号様式の２中「第２０条の２関係」を「第２０条関係」に改め、同様式を第２１号様式とする。

第２１号様式の３中「第２０条の２関係」を「第２０条関係」に改め、同様式を第２１号様式の２とする。

附　則

１　この規程は、令和５年１月１日から施行する。

２　この規程の施行の際現に存する改正前の和歌山市下水道条例施行規程の第１７号様式から第２１号様式の３までの用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和４年１２月２３日掲示済）

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和４年１２月２３日

和歌山市公営企業管理者　瀬　崎　典　男

和歌山市企業局規程第１１号

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年企業局規程第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

企業職給料表（１）

等級 / 号給	１級
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600

6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900
13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200

備考　事務補助員、事務員、試験検査補助員、下水道普及活動員に適用する。

企業職給料表（２）

等級 号給	１級
1	136,200
2	137,100
3	138,100
4	139,000
5	140,000
6	141,000
7	142,000
8	143,000
9	143,800
10	144,800
11	145,800
12	146,900
13	147,700
14	148,700
15	149,800
16	150,800
17	151,900
18	153,300
19	154,500
20	155,700
21	156,800

22	158,000
23	159,200
24	160,400
25	161,500
26	163,000
27	164,500
28	166,000
29	167,400
30	168,800
31	170,300
32	171,800

備考　作業員に適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、令和４年１２月２３日から施行し、この規程による改正後の和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和４年１２月２３日掲示済）